

2020年4月17日

報道関係各位

日本電気株式会社

無担保普通社債の発行について

NECは下記のとおり第56回無担保社債（社債間限定同順位特約付）、第57回無担保社債（社債間限定同順位特約付）および第58回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を発行することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 日本電気株式会社第56回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 社債総額 | 金100億円 |
| (2) 各社債の金額 | 金1億円 |
| (3) 利率 | 年0.280% |
| (4) 払込金額 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| (5) 償還金額 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| (6) 期限および償還方法 | 3年
満期一括償還
① 最終償還期限 2023年4月21日
② 買入消却 払込期日の翌日以降、振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 |
| (7) 利払日 | 毎年4月23日および10月23日 |
| (8) 募集の方法 | 一般募集 |
| (9) 申込期間 | 2020年4月17日 |
| (10) 払込期日 | 2020年4月23日 |
| (11) 担保 | 本社債には担保および保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。 |
| (12) 財務上の特約 | 「担保提供制限条項（社債間限定同順位特約）」が付されている。 |
| (13) 引受会社 | 大和証券株式会社、SMB C日興証券株式会社を主幹事とする引受幹事団 |
| (14) 財務代理人、発行代理人および支払代理人 | 株式会社三井住友銀行 |
| (15) 社債等振替法の規定の適用 | 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き社債券を発行することができない。 |
| (16) 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 |

- | | |
|-----------|--|
| (17) 取得格付 | A- (株式会社格付投資情報センター) |
| (18) 資金使途 | 本社債および第 57 回、58 回無担保社債の合計による手取金概算額のうち、250 億円を 2020 年 6 月 15 日に償還期限が到来する第 49 回無担保社債の償還資金に充当し、残額を 2020 年 7 月 17 日に償還期限が到来する第 47 回無担保社債の償還資金の一部に充当する。 |

2. 日本電気株式会社第 57 回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 社債総額 | 金 150 億円 |
| (2) 各社債の金額 | 金 1 億円 |
| (3) 利率 | 年 0.400% |
| (4) 払込金額 | 各社債の金額 100 円につき金 100 円 |
| (5) 償還金額 | 各社債の金額 100 円につき金 100 円 |
| (6) 期限および償還方法 | 5 年
満期一括償還
① 最終償還期限 2025 年 4 月 23 日
② 買入消却 払込期日の翌日以降、振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 |
| (7) 利払日 | 毎年 4 月 23 日および 10 月 23 日 |
| (8) 募集の方法 | 一般募集 |
| (9) 申込期間 | 2020 年 4 月 17 日 |
| (10) 払込期日 | 2020 年 4 月 23 日 |
| (11) 担保 | 本社債には担保および保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。 |
| (12) 財務上の特約 | 「担保提供制限条項 (社債間限定同順位特約)」が付されている。 |
| (13) 引受会社 | 大和証券株式会社、SMB C 日興証券株式会社を主幹事とする引受幹事団 |
| (14) 財務代理人、発行代理人および支払代理人 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| (15) 社債等振替法の規定の適用 | 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律 (以下「社債等振替法」という。) 第 66 条第 2 号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第 67 条第 2 項に定める場合を除き社債券を発行することができない。 |
| (16) 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 |
| (17) 取得格付 | A- (株式会社格付投資情報センター) |
| (18) 資金使途 | 本社債および第 56 回、58 回無担保社債の合計による手取金概算額のうち、250 億円を 2020 年 6 月 15 日に償還期限が到来する第 49 回無担保社債の償還資金に充当し、残額を 2020 年 7 月 17 日に償還期限が到来する第 47 回無担保社債の償還資金の一部に充当する。 |

3. 日本電気株式会社第 58 回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)

- | | |
|------------|----------|
| (1) 社債総額 | 金 100 億円 |
| (2) 各社債の金額 | 金 1 億円 |
| (3) 利率 | 年 0.540% |

- | | |
|--------------------------|--|
| (4) 払込金額 | 各社債の金額 100 円につき金 100 円 |
| (5) 償還金額 | 各社債の金額 100 円につき金 100 円 |
| (6) 期限および償還方法 | 10 年
満期一括償還
① 最終償還期限 2030 年 4 月 23 日
② 買入消却 払込期日の翌日以降、振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 |
| (7) 利払日 | 毎年 4 月 23 日および 10 月 23 日 |
| (8) 募集の方法 | 一般募集 |
| (9) 申込期間 | 2020 年 4 月 17 日 |
| (10) 払込期日 | 2020 年 4 月 23 日 |
| (11) 担保 | 本社債には担保および保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。 |
| (12) 財務上の特約 | 「担保提供制限条項（社債間限定同順位特約）」が付されている。 |
| (13) 引受会社 | S M B C 日興証券株式会社、大和証券株式会社を主幹事とする引受幹事団 |
| (14) 財務代理人、発行代理人および支払代理人 | 株式会社三井住友銀行 |
| (15) 社債等振替法の規定の適用 | 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 66 条第 2 号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第 67 条第 2 項に定める場合を除き社債券を発行することができない。 |
| (16) 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 |
| (17) 取得格付 | A-（株式会社格付投資情報センター） |
| (18) 資金使途 | 本社債および第 56 回、57 回無担保社債の合計による手取金概算額のうち、250 億円を 2020 年 6 月 15 日に償還期限が到来する第 49 回無担保社債の償還資金に充当し、残額を 2020 年 7 月 17 日に償還期限が到来する第 47 回無担保社債の償還資金の一部に充当する。 |

以上

将来予想に関する注意

本資料に記載されているNECグループに関する業績、財政状態その他経営全般に関する予想、見通し、目標、計画等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいております。これらの判断および前提は、その性質上、主観的かつ不確実です。また、かかる将来に関する記述はそのとおりに実現するという保証はなく、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。その要因のうち、主なものは以下のとおりですが、これらに限られるものではありません。

- ・ 国内外の経済動向、為替変動、金利変動および市況変動
- ・ 中期経営計画を達成できない可能性
- ・ 売上および収益の期間毎の変動
- ・ 企業買収等が期待した利益をもたらさない可能性
- ・ 戦略的パートナーとの提携関係の悪化、または戦略的パートナーの製品・サービスに関連する問題が生じる可能性
- ・ 海外事業の拡大が奏功しない可能性
- ・ 技術革新への対応または新技術の商品化ができない可能性
- ・ 競争の激化にさらされる可能性
- ・ 特定の主要顧客への依存
- ・ 新規事業の成否
- ・ 製品・サービスの欠陥による責任追及または不採算プロジェクトの発生
- ・ 供給の遅延等による調達資材等の不足または調達コストの増加
- ・ 事業に必要となる知的財産権等の取得の成否およびその保護が不十分である可能性
- ・ 第三者からのライセンスが取得または継続できなくなる可能性
- ・ 顧客の財務上の問題に伴い負担する顧客の信用リスクの顕在化
- ・ 優秀な人材を確保できない可能性
- ・ 資金調達力が悪化する可能性
- ・ 内部統制、法的手続、法的規制、環境規制、情報管理等に関連して行政処分や司法処分を受ける可能性または多額の費用、損害等が発生する可能性
- ・ 実効税率もしくは繰延税金資産に変更が生じる可能性または不利益な税務調査を受ける可能性
- ・ コーポレート・ガバナンスおよび企業の社会的責任に適切に対応できない可能性
- ・ 自然災害、公衆衛生上の問題、武装勢力やテロリストによる攻撃等が発生する可能性
- ・ 退職給付債務にかかる負債および損失等が発生する可能性
- ・ のれんの減損損失が発生する可能性

将来予想に関する記述は、あくまでも本資料の日付における予想です。新たなリスクや不確定要因は随時生じ得るものであり、その発生や影響を予測することは不可能であります。また、新たな情報、将来の事象その他にかかわらず、当社がこれら将来予想に関する記述を見直すとは限りません。
